## 令和4年第1回(3月)大磯町議会定例会

# 議案第7号説明資料

### 令和4年2月14日

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

改正概要 ・・・・・・・・・・・	
改正内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••••
新旧対照表・・・・・・・・・・	

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正概要

大磯町消防団員(以下「消防団員」という。)の処遇の改善を図るため、年額報酬の単価について整理を行い、また、災害出動し、職務に従事した消防団員に対する出動報酬を創設します。そして、費用弁償の支給区分を見直すため、規定の改正を行います。さらに、消防団員の服務規律について、所要の改正を行います。

#### 2 改正内容

- (1) 消防団員の服務規律について整理を行い、具体的な内容を規定します。(第8条関係)
- (2) 消防団員の報酬について整理を行い、年額報酬の額の改正をし、表記を別表第1とします。また、新たに災害出動報酬を規定に加え、表記を別表第2とします。(第12条関係)
- (3) 費用弁償について、区分を整理し、表記を別表第3とします。(第13条関係)
- (4) 施行日

この条例改正は、令和4年4月1日から施行することとします。

# 第1条~第7条 省略

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集 |第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招 を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発 生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しな ければならない。

改正案

- 2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服 してはならない。
- 3 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警戒に支障を来 す行為をしてはならない。
- 4 団員は、消防長又は消防署長の許可を得ないで本町以外の災害現場に出動してはなら ない。ただし、出動の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づく に従ってこれが管轄区域外と判明したときは、この限りでない。
- 5 団員は、住民に対し、常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めること。
- 6 団員は、規律を厳守して、上長の指揮命令の下に上下一体となって事に当たること。
- 7 団員は、上下同僚の間、相互に敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎 すこと。
- 8 団員は、職務に関し、金品の寄贈若しくは供応接待を受け、又はこれを請求する等の 行為をしないこと。
- 9 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対 し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- 10 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、営利行為をなし、又は義務 の負担となるような行為をしないこと。
- 11 団員は、機械器具その他消防団の設備資材は、職務のほかにこれを使用しないこと。 第9条~第11条 省略

(報酬)

第1条~第7条 省略

(服務規律)

集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじ め指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

現行

第9条~第11条 省略

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、全日数にわたって勤務し|第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、全日数にわたって勤務

改正案 現行 なかった場合は、報酬は支給しない。 しなかった場合は、報酬は支給しない。

- 2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害に出動し、職務に従事する場合においては、別表第2に定める出動報酬を 支給する。

(費用弁償)

|第13条||団員が<u>警戒</u>、訓練等の職務に従事する場合においては、<u>別表第3</u>に定める費用弁||第13条||団員が<u>水火災、警戒</u>、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定 償を支給する。

2 • 3 省略

第14条~第16条 省略

\_(委任)

第17条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表1 (第12条関係)

7127 1 (7)127(17)17(7)			
階 級	報酬の額		
団長	年額 157,900円		
副団長	年額 92,900円		
分団長	年額 53,400円		
副分団長	年額 40,400円		
部長	年額 37,900円		
班長	年額 37,000円		
団員	年額 36,500円		

(費用弁償)

める費用弁償を支給する。

2 • 3 省略

第14条~第16条 省略

#### 別表1 (第12条関係)

階級	報酬の額
団長	年額 157,900円
副団長	年額 92,900円
分団長	年額 53,400円
副分団長	年額 40,400円
部長	年額 37,900円
班長	年額 35,500円
団員	年額 33,000円

	改正案				現行	
別表第2(第12条関係)						
<u>区 分</u>	支給単位	<u>金 額</u>				
災害出動	3時間未満	4,000円				
	3時間以上	8,000円				
別表第3(第13条関係)				別表第2(第13条関係)		
区分	支給単位	金額		区分	支給単位	金額
				災害出動	3時間未満	3,100円
					3時間以上	4,600円
訓練、警戒等出動	3時間未満	1,600円		訓練、警戒等出動	3時間未満	1,600円
	3時間以上	3,100円			3時間以上	3,100円